

「尾三消防組合消防力整備計画（第8次）案」パブリックコメント実施結果

■意見募集期間 令和2年1月22日（水）から令和2年2月4日（火）まで

■意見提出者 1名

■提出意見数 4件

意見番号	項目	意見内容	組合の考え方
1	第1章計画の趣旨 4. 計画の期間と評価について	<p>計画の期間を令和元年度から令和10年度までの10年間としています。令和元年度は残すところ2か月ほどしか残っていないのに、令和元年度からの計画としてよいものなのか疑問が残ります。令和2年度から令和11年度までの10年間とすることはできないのでしょうか。</p> <p>第7次の整備計画から空白期間がないようにするということかもしれませんが、そうであるならば、令和元年度については、本計画初年度としての検証がなされるということでしょうか。</p>	<p>第8次消防力整備計画計画の策定は、広域化初年度となる平成30年度当初から開始し、年度内の完成を目指しましたが、広域化後の事務処理状況を含めた将来消防需要の把握、それに対応した体制の在り方等を計画に反映すべきと考え、令和元年度を含む2年間で策定期間としました。</p> <p>計画期間を令和元年度からの10年間とすることは、ご意見のとおり直前の整備計画（第7次）から、消防広域化を挟み、空白期間なく引き継ぐことと、策定期間中となる令和元年度については、広域化協議により策定された「広域消防運営計画」と、併せて策定された、当面の消防運営に係る行動指針となる「基本構想」を運営根拠としていること、特に基本構想については、第8次消防力整備計画の骨子として位置付けていること等から、令和元年度の運営方針及び取組み内容と計画案に乖離が無く、計画初年度として、計画案に基づく検証評価を行うためです。</p>
2	第1章計画の趣旨 4. 計画の期間と評価について	<p>計画中期（令和4年度）の時点で、計画初年度からの3年間の実績をもとに検証・評価を行うこととされていますが、7ページに示された図では、★印が年度末に近いところに描かれ、点線で囲まれた期間は令和5年度前半までを含んでいることは、本文と一致していないと思います。また、1. で書いたように、本計画は実質的には令和2年度から取り組むことになるので、2年度、3年度、4年度の実績をもとに検証・評価した方がよいと思います。さらに、今回の案では、フェーズ1・フェーズ2とわざわざ名称を付けて前期後期を分けて考えるのであれば、フェーズ1の最終年度である令和5年度の1年間にそれまでの実績をもとに検証・評価することとした方がよいと考えます。特に、組合議会議員の任期も考慮して考えると、案で示されている点線で囲まれた期間は途中で議員が変わる期間になるので、そういうことから令和5年度を検証・評価する年とした方がよいと思います。</p>	<p>現在のところ、今後の消防需要を鑑み、令和6年度を境に計画期間を大きく2つのフェーズに分けて重点取組の方向性を検討する趣旨から、令和元年度からの3年間の実績を令和4年度を中心に検証、評価、新たな方向性をまとめたいと考えています。</p> <p>更に、令和5年度前半を含めているのは、新たな方向性に基づく各種取組みの整理期間とし、必要に応じて、この時期に策定する令和6年度を含むアクションプラン（実施計画）に位置付けるためです。</p>
3	第2章現状分析と将来予測 2. 将来予測 (1) 消防需要の推移 ア 将来推計人口	<p>36ページの図2.2の年齢階級別の将来人口推計は、75歳以上についても色分けして示したほうがよいと考えます。その理由は、尾三消防組合管内の長久手市、日進市は急激に人口が増加したことから、今後急激に高齢化それも後期高齢者の割合が増加することが見込まれるからです。前期高齢者に対して後期高齢者の救急搬送の割合が高いことは周知の事実であることから、可能であるなら75歳以上の将来人口推計がわかるように示してほしいと思います。</p>	<p>図2.2の年齢階級（3区分）別の将来推計人口については、図2.6の年齢階級（3区分）別の救急搬送人員の将来推計とともに、30年間の推計値であることから、標準的な生産年齢人口を基にした3区分としています。</p>
4	第2章現状分析と将来予測 2. 将来予測 (2) 求められる消防体制 イ 消防需要に対応する効果的・効率的な消防体制（フェーズ2） (7) 救急体制の充実強化	<p>消防力整備計画の中で触れることは難しいかもしれませんが、在宅医療、在宅介護が多くなっていく今後は、容体が急変したときに救急車を呼ぶのではなく、かかりつけ医を呼ぶのが当たり前になっていかなければならないと考えます。そのためには、アドバンスケアプランニングの取り組みをもっと進めていく必要があると思います。救急車を呼ぶことを現状よりも減らしていかなければ、救急車の数をさらに増やさなければならなくなると思うからです。根本的な問題について、消防力整備計画の中で少しでも触れられれば触れていただきたいと思います。</p>	<p>ご意見のとおり、救急業務の円滑な実施と質の向上を図るため、今後、消防機関には、地域包括ケアシステムやアドバンスケアプランニングに関する議論の場への参画が求められます。</p> <p>上記については、計画案の第2章、2、(2)、イ、(7)に記載のとおり、救急体制の充実強化に係る総合的な対策に含まれるものと考えています。これを受け、第3章、重点取組事項2-3、関係機関との連携強化において、消防救急業務に係る福祉分野との連携協力に係る取組みを計画しています。</p>